

調布市議会改革検討代表者会議第2回会議日程

1 議会改革検討案の提案説明について

- (1) 林 委員（自由民主党創政会） 【資料2】
- (2) 井上委員（民主・社民の会） 【資料3】
- (3) 小林委員（公明党） 【資料4】
- (4) 雨宮委員（日本共産党） 【資料5】
- (5) 高橋委員（みんなの党調布） 【資料6】
- (6) 大河委員（元気派市民の会） 【資料7】
- (7) ドウマンジュ委員（生活者ネットワーク） 【資料8】

2 第3回代表者会議の進め方について

3 その他

資料2：林 委員（自由民主党創政会）提案書（写）
資料3：井上委員（民主・社民の会）提案書（写）
資料4：小林委員（公明党）提案書（写）
資料5：雨宮委員（日本共産党）提案書（写）
資料6：高橋委員（みんなの党調布）提案書（写）
資料7：大河委員（元気派市民の会）提案書（写）
資料8：ドウマンジュ委員（生活者ネットワーク）提案書（写）

調布市議会改革検討代表者会議自由民主党創政会議会改革（案）

1. 開かれた議会のために
 - ① 議会独自のホームページ開設
市ホームページ内のひとつのコンテンツではなく、市政をチェックする機関として、また二元代表制に相応しい独自のホームページを開設すると共に、下記議会関係資料等を掲載する。
 - a. 陳情文書票
 - b. 行政視察・研修視察報告書
 - c. 市政調査費使用状況
 - ② 日程及び開会時間の原則決定・公表・公開を推進することにより傍聴者、インターネット中継視聴者の利便性向上を図る。
 - a. 一般質問日程の事前決定、公表
 - b. 本会議開会予定時間の事前公表
 - c. 常任委員会開会時間の原則決定と公開
 - ③ 委員会、全員協議会のオンライン中継
 - a. オンライン動画配信サービスを利用した、常任委員会の中継を試行。将来的には結果を検証後、常任委員会の中継実施に向けて推進する。
 - ④ 本会議場、委員会室の傍聴者の利便性向上
 - a. 本会議場に車いすスペースの設置
 - b. 託児、手話サービスの事前予約による提供
 - c. 委員会を原則公開とすると共に満員の際の別室《401 会議室等》での音声対応による対応の申し合わせ。
 - d. 本会議インターネット中継の市内公共施設等での放映
2. 議会の活性化に向けて
 - ① 本会議の活性化に向けて
 - a. 本会議場の対面演壇《質問席》の設置
 - b. 一般質問の一問一答制導入
 - c. 緊急質問の許可基準に客観的基準を設ける
 - d. 上程時質疑の文書通告と事前公開
 - e. 諸報告《特別委員会、組合議会等》の口頭報告
 - f. 本会議への会計管理者の出席
 - ② 委員会の活性化に向けて
 - a. 常任委員会の席配置変更《コの字型等》により議員間の議論をしやすくする。

- b. 委員会視察先決定方法等の検証
- ③議会全体の活性化に向けて
 - a. 市長と議会の二元代表制の下、自由な議論と政策の立案、会議の公開と市民参加など議会の基本原則を定め、これまでの先例・申し合わせ事項を踏まえて、議会の権限と責任を明らかにする基本的な条例を制定する。
- 3. 円滑で効率的な議会運営のために
 - ① 議会審査の充実と効率性を高めるために
 - a. 議案等資料のデジタルデータ化の推進を図ることにより、資料整理の効率性を高めると共に、ペーパーレス化による紙資源の節減にも寄与する努力を行う。
 - b. 国、東京都への意見書提出を求める陳情・請願の取り扱いについては、本会議即決、または各会派への配付により議員提出議案とする。
 - c. 委員長報告の拡充に伴い、陳情・請願採決方法の検証
 - d. 代表質問・一般質問時のパソコン等を利用した資料掲示についての検討について。
 - e. 市外郭団体について議会報告の拡大《監理団体10、関与団体2、その他関与団体14、合計26団体へ》と議案関連説明書類の充実を図る。
 - f. 一般質問の順序についての見直し（くじ引きでの順番決定）
- 4. 議会の公正な運営のために
 - ①会派（交渉団体）について
 - a. 交渉団体（会派）は2名以上とする。
〈例：代表質問、幹事長会議、議運は交渉団体が参加資格の要件〉
 - b. ひとつの議案に対する会派の意見表明は一とする。
 - ②議員定数の削減
 - a. 厳しい財政状況を鑑み、議会自ら行革に向けた姿勢を示すべく議員定数を削減する。
 - ③市長、教育委員会が任命、委嘱する各種委員について
 - a. 市民の負託を受けた二元代表制における議会議員としての報酬を受けている立場を踏まえ、議員は、原則として委員報酬を受けないこととする。

議会改革検討案について

【本会議における質疑について】

- 一般質問を対面式、一問一答形式とし、反問権をあたえる
- 市長提出議案の上程時質疑における通告制と時間制限の実施
- 委員長報告関連
 - ・報告は審査結果のみとする
 - ・委員長報告に対し賛成、反対・討論を行えるようにし、時間制限を設ける（1分間）

【議会運営・位置づけについて】

- 議会運営委員会は、法令の定めにより準拠し、運営についても議会運営全般を所管事項とする。（先例申し合わせ事項も議会運営委員会の所管事項とする）
- 議会基本条例の制定

【傍聴者への対応について】

- 委員会傍聴者への対応
 - ・傍聴者が多く、入りきれなかった場合の別室の準備
- 議会開会中、予約制の手話通訳・要約筆記・保育施設の整備

【その他】

- 議員配布資料の簡素化・電子データ化
 - ・市議会議録の配布を各会派1冊＋希望者に改める等
- 災害時における議員対応を明確にするための申し合わせ事項の作成
- 議場の開放などフィルムコミッションへの議会の協力

議 会 改 革

～地域主権確立のために、わかりやすく開かれた議会を目指して～

2011. 10. 4 公明党

調布市議会は、開かれた議会を目指しインターネット中継など議会改革を進めてきた。さらに、地域主権確立のために議会の機能や役割を再検証し「議会基本条例」制定を視野にいれ、議会改革に取り組んでいきたい。

●市民にわかりやすい議会ルール

- ・今までの議会ルール（どこに何が決められているか？ 個別）

申し合わせ事項

傍聴規則

会議規則

etc

- ・これからの議会ルール

議会基本条例

申し合わせ事項

傍聴規則

会議規則

etc

●市民にわかりやすい議会運営

通年議会

会期にとらわれず、十分に活発な議論

緊急時に即座に対応できる議会

- ・年1回首長が議会を招集し、議長の判断で休会・再会を繰り返す
- ・議員提出議案はいつでも提出、受理できる
- ・（首長による）専決処分を抑制

一問一答

自由で、緊張感のある質疑。行政となれ合わない議会

- ・一問一答、一括質問いずれも選ぶことのできる規定を盛り込む

●市民からよく見える議会活動

委員会の出前議会

- ・地域住民に関わりが深く、関心の高い事案は当該地域にて開催

議会報告会

- ・議会としての報告会を開催

●市民が直接参加する議会

陳情の意見陳述

議会ふれあいミーティング (仮称)

- ・議会として直接市民の声を聞く

●議会の権能強化

行政への監視機能強化

政策提言機能強化

*議会基本条例策定のために

◇研修

例) 加藤幸雄氏 (元全国市議会議長会部長) 廣瀬克哉氏 (法政大学法学部教授)

◇アンケート調査

◇パブリックコメント

◇特別委員会

市議会改革にあたっての提案

2011.10.4 日本共産党調布市議団

はじめに

地域主権一体改革の下で、地方自治法の改定などにより、許認可権の大幅な委譲など、今後、地方議会や地方自治体議員に課せられる権能と役割が飛躍的に大きくなることは避けて通れない事態となりつつある。そこで議会改革にあたっては、こうした社会状況の変化に即した認識のもとに取り組むことが求められる。

今般の議会改革にあたって、前回の議会改革協議会のまとめを参考としつつ、今日の状況に相応しい事項を検討、加味した上で以下の事項について議会改革代表者会議に提案するものである。

なお、表記にあたっては提案項目番号を付して記述したあとに、その提案理由の概略を記すこととする。

1、議会基本条例の制定

行政側にあつては自治基本条例の制定が予定されているようだが、これに対する議会側の対応として、議会基本条例の制定を提案する。調布市議会の本来のあり方や、権能、議員としてのあり方などの基本的な事項を定めるものとする。

なお、この条例の策定にあつては特別委員会の設置が望ましいと考える。

2、議会の在りようについての基本的確認

- ①議会制民主主義、および公平性の立場から、従来通り少数会派の意見を尊重する。
前回の議会改革協議会でも確認されている通り、引き続き堅持されるべき事項。
- ②幹事長会議等における1人会派の「〇〇オブザーバー」呼称をやめ、複数会派と同様「〇〇幹事長」と呼称する。

3、予算、決算特別委員会の設置

予算、決算の審議にあつては特別委員会を設置し、市長をはじめとする特別職出席のもとに総括的な質疑を行い、詳細な議論は各所管常任委員会（現行方式）で行う。

4、審査方法の改善

- ①1日1 常任委員会開催とし、必要に応じて特別職の出席を求めることができる。
4 常任委員会同時開催では特別職の出席を求めることは不可能。また市民に対してすべての委員会傍聴を保障するうえでも上記の開催方式が必要。
- ②委員会での議論については、従来からの理事者への質疑中心から議員同士の対角討論への移行をめざす。
委員会本来のあり方に移行させる方途として、委員会室における議員テーブルの配置をロ型にする。
- ③議員提出議案（意見書）は本会議上程時、質疑討論を認める。
現状では事実上質疑・討論がないため、提出議案に対して各会派がどのような理由から態度を決定しているかが市民からは不明。質疑・討論によって態度を明らかにすることが必要である。

- ④議案について討論の申し出があった場合は原則として認める。
議案についての態度表明は討論によることが基本。その討論の結果を以て採決に臨むという事になる。
- ⑤本会議場（委員会室）でパネル等、補助資料（器財）を使用する場合は、予め議長（当該常任委員会委員長）に申し出る。
あくまでも事前申し出制による混乱回避であり、議長等による許可・承認制ではないことを確認したい。
- ⑥代表質問の答弁に対して再質問をし、または「まとめ」をすることができる。
答弁のしっぱなしでなく、一般質問同様、代表質問でも答弁に対する意見表明を認める。

5、陳情・請願について

- ①陳情・請願に係る署名については、印・拇印が無いものについては、当該委員会にその数を報告する。
現状の運用では実現していると考えられるが、それを明文化するもの。
- ②請願・陳情について、提出者から趣旨説明を希望する申し出があった時は、説明を受けることができる。
提出者の意思を尊重することが前提。議会側はその申し出を尊重することが求められる。

6、市民により開かれた市議会をめざして

- ①土・日・夜間市議会の開催
サラリーマンなど昼間活動をしている、一般的な市民に対して傍聴等、市議会との関わりを持つ機会を保障することによって、より多くの市民に市議会への参加を拡充する。
- ②常任委員会、特別委員会は公開を原則とする。
現状は委員会開会直後に各委員長により「傍聴を諮る」こととなっているが、本会議同様、原則「公開」と明文化すること。必要に応じて「秘密会」とすることは当然、担保される。
- ③常任委員会も本会議と同様な手法に準じて市民に公開する。
インターネット中継など、本会議同様の手法による委員会公開を実現する。
- ④市議会主催で地域報告会を開く。
市議会という「機関」として一定のエリアをカバーする地域議会報告会を開催し、市民に開かれた市議会の役割を果たす。
- ⑤本会議場のバリアフリー化を図る。
障害をもった市民にも傍聴の権利を保障し、同時に議員に対してもバリアフリー化により議員活動を確保（保障）する。
本会議場における車椅子傍聴は前回議会改革協議会で合意に達しているも、今日に至るまで未実施。
- ⑥保育室を設置するか乃至は、子どもが静穏を維持することを条件に同伴傍聴を認める。

7、その他

- ①事務局機能の体制を強化し、法務、調査能力の向上を図る。

以上

狙い(目的)

- 市議会自体の活性化促進
- 市民により開かれた議会へ（興味・関心を高めていただく）

方向性・提案

◇解りやすい本会議へ

- ①議会専門の用語の見直し
⇒平成の世に相応しい、市民に理解出来る言語へ
- ②議案・審議資料の開示
⇒傍聴者、ネット等視聴者に解り易く提供
⇒理事者への現行資料の見直しも提言
- ③本会議場へのプレゼンテーションツールの導入
⇒PC&ソフト、プロジェクター、OHPなど
- ④質問、討論等のルールの見直し
⇒上程時質疑、代表質問、委員会報告への討論
その内容と時間制限を
- ⑤予・決算特別委員会、事案特別委員会の設置
- ⑥質問者席の設置
⇒理事者側と対峙し質問、答弁の間は着席
⇒従来手法との選択制も視野に(再質問からでも)
- ⑥一問一答制を導入
⇒段階的には再質問からでも

◇より広く、より丁寧な広報展開へ

- ①「市議会だより」の充実
⇒市報とセット、新たなメディアの活用促進
- ②議会中継手法の見直し、委員会の中継
⇒ネット中継のインターフェース見直し
⇒U-streamでのライブ、Youtubeでの録画配信
CATV、twitterとの連携
- ③議員紹介には各自保有のメディアを必掲
⇒サイトURL、twitterアカウント、FBページなど
- ④議会スケジュールと同時に議案も事前に開示
⇒会期中の日程と、日程表をHPに掲載、
傍聴者への配布

◇議会運営の効率化・ペーパーレス化へ

- ①事務局・議会間の事務連絡、理事者側からの資料のペーパーレス化・電子化を早急に

◇より市民に近づき、関心を持ってもらえる議会へ

- ①常任委員会、特別委員会の出前審議
⇒本会議は格式を重んじ、不釣合い
⇒市民に身近で関心が高いのは委員会
⇒将来的に本会議への傍聴を誘引

◇議会のより深い審議、提言(提案)カアツプへ

- ①議員全員の行政現場体験を義務付け
⇒1年に1現場1週間の実務体験
- ②市政調査費の大幅アップを要求
⇒政治・行政の先進事例習得、市民への広報

市議会改革に対する提案

2011年10月4日 元気派市民の会

元気派市民の会は1995年に「市民が主役のまちづくり」をモットーに議会内に元気派市民の会を結成し、一貫して「市民のための市議会」を訴えてきました。1997年には議会が市民に身近な機関として理解されるための議会ホームページの開設や車椅子で傍聴ができるようになど様々な提案を致しました。2004年の議会改革協議会においても市民に開かれた議会運営について提案、各会派の皆さんと共に協議し取り組んで参りました。

国の地方自治法改正では、多くの許認可権が委譲されるなど「自分たちのまちのことは自分たちで決める」という住民自治に向けた議会改革の方向性も示されてきました。市議会が果たしていく役割はこれまで以上に重く、「市民のための市議会」として、より機能するための改革が今求められています。

まず二元代表制の一方を担う機関として期待されている行政をチェックする機能を更に充実していくこと。地方分権の流れの中で許認可権の委譲等を考慮し独自に調査・研究し政策提案していくこと。立法機関としての条例等政策提案機能を充実していくこと。そして議会の意思を決定していく過程でより開かれた議員間の自由討議による合意形成を目指していくことが重要です。議会への市民参加については、議会が市民によく見え、市民も議会の意思決定過程に参加できるような議会を実現することが大切です。市民に情報を公開し、市民との十分な意見交換を行う機会を設けることが求められています。改革を検討し実践していく中で、これらの議会運営のあり方の基本を定める『議会基本条例』の制定が必須をとなってくると考えます。

以上の観点から、これまで元気派市民の会が議会改革について提案してきた内容も加味しながら具体的には下記の点について議会改革代表者会議に提案致します。

なお、議会制民主主義の立場から、従来通り少数会派の意見を尊重する議会運営の継続を願うものです。

1. 議会のチェック機能の充実についての提案

(1) 予算・決算特別委員会の設置

財政状況も厳しい時代、今までの各所管別審議だけでは行財政全般の問題等が捉えにくくなっている。市長、副市長、教育長も審議に加わり、全体的な視野から審議、チェックが行えるように総括的な予算・決算特別委員会を設置、その後これまでの各所管委員会に付託し審議する。

(2) 一日一委員会の開催

現在は各委員会が同日開催されているが、市政に係わる重要な常任委員会審議について、市長、副市長、教育長も審議に加わり、各議員も他の委員会を傍聴し、問題を共有していくことが望ましい。一日一委員会開催が実現すれば議事日程を予め決定する事も可能になり、市民も傍聴しやすくなり、開かれた議会への改革にもつながる。

(3) 本会議での委員長報告

常任委員会が同日開催となっている現在、賛否が分かれた場合のみ各会派の主張が報告され、その他の審議内容がわからない。議会の公開制担保の観点からも本会議での委員長報告は、経過についても省略しないで説明する事がわかりやすい議会運営にも繋がる。

(4) 議員間の自由討議

議員同士がより活発な議論ができるように委員会室の机の配置等も検討しながら合意形成を図り議会としての政策提案ができるようにする。

(5) 議員研修の実施

議員はその責務を果たすため、適宜適切な研修を行うよう計画して実践していく。議会改革への認識を深めるための研修も併せて実践していく。

(6) 議会事務局職員研修の実施

条例制定のためにも法務の研修や、政策提案を可能にするための調査を補助する研修の充実を図っていく。

(7) 会派制度の在り方について

合意形成に会派制度を活用する事は重要だが、多様な市民の意見を反映する点からも議員間の公平性などに配慮し、従来通り少数会派の意見を尊重する。

(8) 議会の招集権を議長が行使できるように

現行では市長が議会を招集するため、日程調整も難しく、そのため専決処分される案件もある。こういった事を無くし、議会在機関として機能するために議会招集権について改善する。

(9) 特別委員会の設置について

平成25年度からスタートする基本構想に際し、議会としても基本計画も含め十分検討できるように特別委員会を設置して審議すること。

2. 議会への市民参加についての提案

(1) 議会報告会・意見交換会の開催提案

議会で話し合われた内容について、市民に伝え、市民と議会が直接対話し、市民の声が議会に反映できるようにする。場所や時間帯についても検討する。

(2) 土日・夜間議会の開催

様々な形の議会開催する事により市民が傍聴できる時間等確保して議会への関心を高め、市民参加を推進する。

(3) 各委員会の原則公開

現在、委員会開会時に傍聴を諮っているが、本会議同様に、公開を原則とすること。

(4) 傍聴の推進と傍聴環境の改善

議会日程を確定し、手話通訳の導入や保育つき傍聴を実現する。また、車椅子での傍聴が可能になるよう施設を改善する。

(5) 請願・陳情者の提案理由について提出者に直接聞く場を設ける

市民の声を直接に聞き、新しい取り組みへともに努力をしていく。

(6) ホームページの充実、委員会の録画中継の実施

傍聴や請願・陳情の方法を分かりやすく案内し、また、子どもにもわかるようなホームページを作成する。各委員会の録画中継も実施する。

3. 議会基本条例の制定

これらの議会運営改革を進めていく中で、調布市議会としての議会の基本原則、議会への市民参加など基本を定める議会基本条例制定のための特別委員会を設けて制定する。

生活者ネットワークをめざす議会改革

(1) 議会基本条例をつくる

- ①議員有志による特別委員会を立ち上げる
- ②その特別委員会で、議会改革や議会基本条例の先進事例の調査や、講師による研修などの学習を経て、議員間の議論を重ね、全員一致を基本として素案を作る
- ③特別委員会は傍聴者を認め、傍聴者からの意見も求める
- ④素案について市民に向けての説明会を行い、パブリックコメント、公聴会、シンポジウムなどの市民参加の機会を設け、市民との意見交換を経て、調布市議会としての基本条例を作る

(2) 情報公開をすすめ、市民に開かれた議会にする

- ⑤議会広報特別委員会を立ち上げ、情報公開のあり方を検討し実行する
- ⑥地域のなかで議会報告会・意見交換会を開催し、市民との対話の機会を増やし、議会への市民参加を進める
- ⑦夜間・土日議会を開催する
- ⑧傍聴者にとってのユニバーサルデザインを進める
 - a. 本会議場や委員会室に車イスでも入れ、傍聴できるようにする
 - b. 手話や要約筆記を行う
- ⑨議会・行政用語を市民にわかりやすいよう改善する
- ⑩広域連合・一部事務組合などの議会報告を行う

(3) 議長に議会招集権を持たせる

- ⑪議長に議会招集権を持たせる

(4) 常任委員会の活性化をはかる

- ⑫一日一常任委員会の開催とし、市長・副市長・教育長の特別職も出席する
- ⑬委員会のインターネット中継を行う

(5) 陳情・請願の提出者が、説明する機会を設ける

- ⑭陳情・請願の提出者が希望する場合や、委員会が必要と認めた場合には直接説明する機会を設ける

(6) 議員間の自由討議をはかる

- ⑮合議制の代表機関である議会として、委員会などでの議員間の自由討議により合意形成をはかる

(7) 議員研修・勉強会を開催する

- ⑯財政分析・議会基本条例など、政策づくりに直結した実践的な研修・学習を通して議員の能力向上をはかる

(8) 少数会派の意見を尊重する

⑰議会制民主主義にのっとり、少数会派の意見を尊重する

(9) 議員特権をなくす

⑱委員会・審議会などの報酬を廃止する

(10) 議会事務局の体制を強化する

⑲議会の調査・研修のサポート機能を高める

⑳議員提出条例などのための法制執務にあたる